

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業の実施方針を公表します。

平成 13 年 5 月 15 日

倉敷市長 中田 武志

## 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 実施方針

倉敷市（以下「市」という。）は、倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 推進法」という。）に則り、実施することとしました。本実施方針は、PFI 推進法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものです。

### ・特定事業の選定に関する事項

#### 1. 事業内容に関する事項

##### （1）事業名

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

##### （2）対象となる公共施設等の種類

名称	倉敷市・ごみ処理施設（仮称）
立地場所	市が用意する倉敷市水島川崎通 1 丁目 1 8 番（雑種地）うち面積約 2 ha、または、倉敷市水島臨海工業地帯（工業専用地域、市街化調整区域）内で、民間事業者が提案する用地（施設の立地条件は に記載）
施設規模等	一般廃棄物等（可燃ごみ、他のごみ焼却施設で排出された焼却灰、下水汚泥）の処理相当部分約 300t / 日（約 300t / 日を原則とするが、平成 23 年度推計の最大処理量 86,900t / 年をもとに、施設の稼働日数等により事業者が決定する。） 産業廃棄物の処理相当部分 一般廃棄物等の量の 2 / 3 以上、一般廃棄物等の同量以下（ただし、市外からの調達も可とする。） ・ 24 時間連続 ・ 2 炉 2 系列以上 ・ 年間稼働日数 280 日以上

施設概要	処理対象物を受け入れ、ガス化溶融処理を行うとともに、発生する副生成物等の貯留を行う一連の施設
処理方式	ガス化溶融方式（ガス化及び高温で溶融処理する方式）
供用開始	平成 17 年 4 月予定

### （ 3 ） 公共施設等の管理者等

倉敷市長 中田 武志

\*ここでいう「公共施設等の管理者等」とは、本事業を PFI 事業として民間事業者を実施させようとする公的主体を意味するものとします。

### （ 4 ） 事業目的

本事業は、市より搬入される可燃ごみ、市の他のごみ焼却施設で排出された焼却灰及び下水汚泥（以下、これらをまとめて「一般廃棄物等」という。）、また、民間事業者が搬入する産業廃棄物を適正に処理することを目的とします。

### （ 5 ） 事業概要

落札した民間企業もしくは民間企業グループが設立するところの特別目的会社（以下、「SPC」という。）は、岡山県環境影響評価等に関する条例で定められた環境影響評価を実施するとともに、市より搬入される一般廃棄物等の処理を行う倉敷市・ごみ処理施設（以下「処理施設」という。）を設計・施工し、さらにその運営までを一括して行うものとします。また、施設規模拡大に伴うスケールメリットの確保、ごみ質低下に対応した補助燃料材としての活用を目的として、産業廃棄物を一般廃棄物に加えて処理（混合処理）することとします。また、SPC は、処理施設の建設に係る資金の調達を行い、運営期間（20 年間）にわたって施設を所有するものとします。

処理施設は、平成 17 年 4 月に供用が開始され、平成 36 年度まで運営が行われる計画です。なお、処理施設の余剰エネルギー等は SPC によって自由に有効利用（販売を含む）を行うことができるものとします。副生成物のうち、一般廃棄物等の処理に伴い発生する溶融スラグ等についても、SPC によって有効利用することが望ましく、この際、有効利用できない余剰分については、市が有償で最終処分を行うこととします。一方、一般廃棄物等の処理に伴い発生する溶融飛灰については、SPC が薬剤処理やセメント固化処理等を行い安定化するものとします。安定化処理済の溶融飛灰の最終処分は市が有償で行うこととします。副生成物は、一般廃棄物等と混合処理する産業廃棄物によっても生成され、一般廃棄物等を起源とするものと産業廃棄物起源のものを分別できないため、一般廃棄物等と産業廃棄物の処理量によって案分することを原則とします。

なお、産業廃棄物を起源とする副生成物の有効利用と最終処分については、全て SPC の責任で実施するものとします。

## ( 6 ) 事業に必要とされる関連法令等

SPC は、処理施設の設計・施工、運営等を行うにあたって、必要とされる廃棄物の処理、処理施設の設計・施工、処理施設の運営等に関する関係法令等を遵守することとします。

## ( 7 ) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、概ね以下のとおりです。

① 実施方針の公表	平成 13 年 5 月
② 特定事業の選定の公表	平成 13 年 5 月
③ 入札の公告	平成 13 年 6 月
④ 落札者の決定	平成 13 年 9 月
⑤ 廃棄物処理委託契約の締結	平成 13 年 12 月
⑥ 環境影響評価着手	の契約に示す日
⑦ 工事着手	平成 15 年 4 月
⑧ 施設建設完了 ( 性能確認済 )	~ 平成 17 年 3 月末
⑨ 供用開始	平成 17 年 4 月 1 日
⑩ 契約終了	平成 37 年 3 月末日

## 2 . 特定事業の選定に関する事項

以下の考え方・手順に従い、本事業を特定事業として選定することとします。

### ( 1 ) 特定事業の選定の考え方

PFI 推進法に則った特定事業として選定する際の考え方として、次の 2 点を重視します。

- ① 事業期間全体における環境影響評価費、ごみ処理施設の建設費、運営費等を含むライフサイクルコストについて定量的評価を行い、その結果として、公共財政負担の削減が見込めること。
- ② 事業期間全体における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込めること。

## (2) 特定事業の選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表します。

- ① 定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）
  - ・ ライフサイクルコスト（環境影響評価費、建設費、運営費等）の評価
- ② 定性的評価
  - ・ 事業者に移管されるリスクの評価
  - ・ 公共サービス水準の評価

## 3. SPC（または民間事業者）が実施する業務の範囲

SPC が実施する主な業務は、次のとおりとします。

### 事業実施用地確保

市が設定する用地以外で事業を行う場合、SPC は、処理施設を建設するための事業実施用地を確保し、住民合意を取得すること。SPC により提案される事業実施用地は、 に示した要件を満足すること。

### 事前業務

民間事業者は、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立を行うこと。また、処理施設への国庫補助金の申請関連手続き、処理施設の都市計画決定のための図書の作成、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置事前協議、本事業を行うために必要な許認可取得を行うこと。

また、SPC は、処理施設の建設開始から運営終了までにおいて必要となる電気や用水等のユーティリティ全てを自ら確保すること。

### 環境影響評価業務

SPC は、事業実施用地における実測データの取得も含め、岡山県環境影響評価等に関する条例に従って、実施計画書・準備書・評価書の作成・縦覧、説明会開催等の環境影響評価に必要な一切の業務を実施すること。また、通常の行政手続きに従って環境影響評価等に関わる窓口業務を市が担う必要がある場合には、市の協力を得られるものとするとともに、環境影響評価のためにあらかじめ実施することとされた事項を手続きどおりに実施している限りにおいて、SPC は、環境影響評価が遅延した責任を問われないものとします。

### 設計・施工業務

SPC は、市から搬入される一般廃棄物等及び自ら調達する産業廃棄物の混合処理が可能

な処理施設の設計・施工業務を行うこと。施工については、機械・電気設備工事、土木・建築工事、また、配管工事及びその関連業務を行うこと。また、処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務、開発許可業務、建築確認等の手続き関連業務を行うこと。

なお、処理施設のうち一般廃棄物相当分は、環境省「廃棄物処理施設（民間事業者資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金」の対象施設であることを想定し、産業廃棄物処理相当分は、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の第 2 条第 2 項に該当する施設として、同法第 4 条第 1 項による大臣認定を受け、日本政策投資銀行から無利子融資等を受けられることを想定しているため、SPC は、これらに適合するように設計・施工を行うこと。

### **運營業務**

SPC は、市によって処理施設に搬入される一般廃棄物等を受入れるとともに、市が認められた種別・性状の産業廃棄物を自ら調達し、発注図書の性能仕様を満足する適正な処理を行うこと。なお、産業廃棄物を起源とする副生成物の有効利用および最終処分については、全て SPC の責任で実施すること。

また、SPC は、処理施設の見学を希望する者に対して、処理施設の運営の障害とならないことを条件に、説明等を行うこと。

### **出資条件**

SPC の筆頭株主企業は、30%以上の出資比率を確保すること。

## **4 . 市の業務**

市が実施する主な業務は、次のとおりとします。

### **用地の準備**

市は、本事業を実施するための事業実施用地の設定と、周辺住民等の合意を取得するものとします。なお、民間事業者の自主的な提案により市が設定する事業実施用地以外を事業実施用地とすることとなった場合は、住民合意の取得は民間事業者が実施することとし、市はこれに協力を行うものとします。

### **処理対象物となる一般廃棄物等の提供**

市は、廃棄物処理委託契約で保証した性状を満足する一般廃棄物等の提供を行います。

### **副生成物の最終処分**

市は、一般廃棄物等の処理に伴い発生する副生成物のうち有効利用できない余剰分については市が有償で最終処分を実施します。

### **本事業の実施状況の監視**

市は、本事業の実施状況の監視を行います。実施状況の監視は、産業廃棄物の種別・性状に関するデータと、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いて行います。処理対象とする産業廃棄物の種別・性状については、市はSPCと協議を行い決定するものとします。また、必要に応じて、市は自らの負担で、処理施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとします。その他、市は周辺環境モニタリングを行い、処理施設の周辺環境への影響を調査します。

### **施設見学者への対応**

市は、あらかじめ定められた手続きに従って処理施設の見学を希望する者について、処理施設の運営の障害とならないことを条件に、SPCと連携して適切な対応を行います。

### **処理委託費の支払い**

市は、一般廃棄物等の処理について、環境影響評価の実施に要する費用、施設の設計・施工に要する費用、及び施設の運営に要する費用を処理委託費としてSPCに支払います。これらの支払条件等については、募集要項に規定することとします。

### **SPCへの財政上の支援**

市は、公共を除くSPCの株主企業が経営責任を負うことを前提として、SPCに対して出資を行うことを想定しています。なお、出資にあたっては議会の議決を経ることを前提とします。また、市は岡山県に対し、出資を要請することを予定しています。

### **その他**

市は、SPCが行う施設整備に関わる行政手続き等に関する事項への対応を行います。また、市は契約終了後の施設解体除去等の取り扱いについては、解体除去を予定していますが、運営を続行する場合等は、市とSPCによって契約終了の2~3年前に決定することとします。さらに、契約終了後の用地の取り扱いについて、市は用地所有者と協議して決定することとします。従って解体除去費は入札金額には算入しません。

## ・民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、制限付一般競争入札によって落札者を選定します。現時点で計画している制限付一般競争入札のスケジュールは、以下のとおりです。

① 公告	平成 13 年 6 月 25 日 (月) 頃
② 募集要項 (第 1 部資料) の配布	6 月 25 日 (月) 頃
③ 資格審査申請書等受付	7 月 9 日 (月) 頃まで
④ 入札参加資格の確認結果通知	7 月 12 日 (木) 頃
⑤ 募集要項 (第 2 部資料) の配布	7 月 12 日 (木) 頃
⑥ 募集要項説明会の実施	7 月 17 日 (火) 頃
⑦ 募集要項質疑の受付	8 月 3 日 (金) 頃まで
⑧ 募集要項質疑への回答	8 月 10 日 (金) 頃まで
⑨ 入札書 (見積図書を含む) の提出	8 月 17 日 (金) 頃
⑩ 見積図書の技術審査	9 月 7 日 (金) 頃まで
⑪ 技術審査結果の通知	9 月 11 日 (火) 頃
⑫ 開札	9 月 19 日 (水) 頃
⑬ 入札書のコスト審査	9 月 21 日 (金) 頃まで
⑭ 落札者の決定	9 月 21 日 (金) 頃

### 2. 参加資格要件

入札に参加する民間事業者 (以下「参加者」という。 ) は、本事業を実施する単独企業又は企業グループであって、以下の資格要件を全て満たすものとします。なお、同一参加者が複数の提案を行うこと、及び複数の企業グループを構成することは禁止します。

また、市は参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施します。<sup>1</sup>

#### (1) 基本的な資格要件

本要件は、企業グループで参加する場合は、全ての株主企業が満たすべき要件です。

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に該当しないものであること。(なお、成年被後見人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のた

---

<sup>1</sup> 審査は審査委員会にて実施します。

めに必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものである。)

市の発注に関する契約に係る指名停止の措置を受けていないものであること。

商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。

## (2) 経営状況

本事業の実施にあたり、産業廃棄物に係るリスクを保証する企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けたもののうち経営事項審査点数(建築一式)が800点以上のものであること。さらに、企業内容等の開示に関する総理府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)第1条第13号の2に規定する指定格付機関における発行体に関する格付(長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。)、又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付(複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付)が、最上位から10番目以内に位置すること。もしくは、市がこれに相当すると認めたものであること。

## (3) 廃棄物処理及び提案技術に関する実績

提案する処理方式はガス化溶融方式とし、一般廃棄物を対象とした実機での運転実績があるか、または、それに相当する実証データを有しており、環境法令要件等を満足していることの証明を有するものであること。さらに、参加者は、過去10年間(平成3年4月1日から平成13年3月31日まで)の間で一般廃棄物処理及び産業廃棄物処理に係る実証施設の運転実績を有するものであること。なお、ここでいう実機とは、本施設と同程度(約100t/日)以上の規模の設備をいう。

参加者は、提案するガス化溶融炉の運営経験、もしくは同種同程度以上の運営経験を有する専門の技術者を運営開始から半年間以上、専任で配置できるものであること。

## (4) その他の参加不適格者

以下の項目に関しては、該当する企業が1社でもある場合は不適格とします。

倉敷市 PFI 事業(ごみ処理施設整備・運営)審査委員会(以下、「審査委員会」)

という。)委員(3(1)参照)及び委員が属する企業及びその関係会社  
発注者及びその関係者(市の職員、アドバイザー及びその関連会社)

### 3. 事業者の審査及び選定に関する事項

以下の落札者決定基準及び決定方法に従い落札者を決定することとします。

#### (1) 落札者決定基準

落札者決定基準は次のとおりとします。なお、評価項目等の詳細は募集要項において事前に公表することとします。

##### 施設に係る行政負担に関する評価項目

- ア) 環境影響評価費
- イ) 初期投資(一般廃棄物処理施設相当分)
- ウ) 処理施設の運営費等(一般廃棄物処理相当分)  
人件費、運転経費、維持補修費、大規模更新費、等

#### (2) 落札者決定方法

落札者は以下の手順で決定するものとします。

##### 第1段階：技術審査

技術審査は、参加資格要件を満たした参加者から提出された応募資料が、技術的観点から見て、市の要求する施設性能を満足するものであることの確認を行うものとします。

具体的には、廃棄物処理施設等に関する専門的な知見を有する有識者により構成された審査委員会によって、民間事業者から提出された応募資料を検討し、技術的な観点から同提案内容が市の要求する各種性能(ダイオキシン類の排出量基準等の環境要件を含む)を満足できるか否かの判断を行います。審査委員会の評価により、要求する各種性能を満足できないと市が判断した場合は、民間事業者は次のコスト審査に進めないこととします。

##### 第2段階：コスト審査

コスト審査は、技術審査に合格した参加者を対象として、事業の安定度等についての審査を実施します。本審査に合格した参加者に対して、落札者決定基準に従い、施設に係る行政負担(3(1)の評価項目)の結果が最も小さい提案を行った企業を落札者として決定します。

#### (3) 結果及び評価の公表方法

市は、審査の結果を取りまとめて公表します。

#### 4．応募に係る提出資料

参加者は、資格審査時、技術審査時及び入札時に次の資料を提出することとします。なお、各資料の詳細については、募集要項等のとおりとします。

##### (1) 資格審査時

- ① 申請書（募集要項の様式に従うこととします。）
- ② 入札参加資格確認資料（募集要項の様式に従うこととします。）

##### (2) 入札時

- ① 入札書（募集要項の様式に従うこととします。）
- ② 技術審査申請書（募集要項の様式に従うこととします。）
- ③ 見積図書（募集要項の様式に従うこととします。）
- ④ 事業計画書（募集要項の様式に従うこととします。また、本資料には資金調達の現実性を確認するための記述を入れることとします。）

#### 5．著作権

応募資料の著作権は、それぞれの提案グループに帰属することとしますが、公表等の必要がある場合に、市は、著作権を保有するものの許可を得て公表できるものとします。



### **(5) その他想定されるリスクの分担**

市とSPCのリスク分担は、原則として「別添」の表によることとし、その分担の程度等については、契約書等において規定します。

## **2. 提供されるサービスの水準・仕様**

SPCは、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に規定する、処理施設の機能（性能要件）が十分実現発揮できるような、設計・施工・運営を行うこととします。

## **3. 市による事業の実施状況の監視**

### **(1) 設計・施工段階**

SPCは、処理施設の建設の進捗に併せて、試運転および引渡し性能試験に関する計画書を市に提出し、市は、同計画書の確認を行います。市の確認を受けた試運転および引渡し性能試験に関する計画書に基づき、SPCは試運転および引渡し性能試験を実施します。試運転および引渡し性能試験には、有識者が立会うこともあるものとします。また、引渡し性能試験実施時の環境計測等は、市が指定する計量証明機関（但し、SPCの株主企業の支配下にないものとする。）が実施することを原則とします。

### **(2) 運営段階**

市は、SPCの施設運営状況が要件を満足していることの確認を行うため処理施設等の監視を行います。監視は廃棄物処理委託契約等で定められた頻度、方法等に従って行うものとし、必要に応じて施設への立ち入りも行うものとします。なお、施設運営状況の監視を継続的に行うためのモニタリングシステムを整備し、連続測定が可能な計測項目については連続計測を行い、市が継続的に計測結果の確認を行うものとします。原則として、監視により確認された施設の運営状況は公開されるものとします。

## **．施設の立地並びに規模及び配置に関する事項**

### **1．施設の立地条件**

#### **(1) 事業実施用地**

市は、次に示す場所に事業実施用地として約2 haの土地を確保しております。

事業実施用地地番： 倉敷市水島川崎通1丁目18番(雑種地)うち

また、参加者は事業を実施するために十分な面積を有する事業実施用地を自ら確保し、この用地において事業を実施することを提案できるものとします。この場合、参加者の提案する事業実施用地は、倉敷市水島臨海工業地帯(工業専用地域及び市街化調整区域の添付地図に示す太線内の区域)に所在し、以下の要件をはじめとして募集要項に規定する要件を満たしたものであることとします。

#### **(2) 敷地面積に係る要件**

参加者の提案する事業実施用地は、本事業で求める中間処理施設及び付帯施設を整備するために必要な面積を確保できるものとします。

#### **(3) 土地利用規制に係る要件**

参加者の提案する事業実施用地は、本事業を実施するのに支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、あるいは事業スケジュールを勘案した際に合理的な期間内に、支障となる土地利用規制の解除あるいは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとします。

#### **(4) 立地要件及び用地要件**

参加者の提案する事業実施用地は、募集要項等に記載する周辺道路条件等の立地要件、敷地状況や地質等の用地要件を満たした土地であることとします。

### **2．住民合意の取得に関する事項**

市が用意する用地以外で事業を行なう場合にあっては、提案用地における本事業の実施に関する地域住民の合意は、民間事業者が取得するものとします。ただし、市は住民合意取得に対し必要に応じて民間事業者に協力するものとします。

### **3．施設等の設計要件等**

施設能力、環境要件等に関し、募集要項にて規定していない事項については、SPCの裁

量とします。なお、SPC が必要と判断する場合には、地質調査及び土地の造成を自己負担にて実施するものとします。

#### **・事業計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は廃棄物処理委託契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と SPC は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、廃棄物処理委託契約書等に規定する具体的措置に従うものとします。

なお、廃棄物処理委託契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### **・事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項**

本事業においては、平成 17 年 4 月 1 日に施設が供用開始され、廃棄物処理委託契約に規定される条件に基づいて平成 37 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要があります。このため、廃棄物処理委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難となった場合（SPC の経営の破綻、又はその懸念が生じた場合等）、責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとします。

特に、SPC がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、SPC が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、SPC に一定の回復期間を与えて、SPC の事業遂行能力の回復を待つこととします。但し、公共サービスに重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは SPC の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、SPC との廃棄物処理委託契約を解除します。

#### **・公的支援等に関する事項**

##### **1．財政上及び金融上の支援等に関する事項**

処理施設のうち、一般廃棄物処理施設相当分につき、地方公共団体に適用されるのと同等の条件で国庫補助金が SPC に適用される見込みです。

##### **2．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項**

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は検討しておりません。

##### **3．その他の支援に関する事項**

事業実施に必要な許認可に関し、市は、必要に応じて協力します。また、法改正等によ

り、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と SPC で協議を行い対応策を検討することとします。

## ・そのほか特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

廃棄物処理委託契約の他、市が当事者となる契約のうち PFI 推進法第 9 条に該当するものの締結にあたっては、市議会の議決を経ます。

### 2. 実施方針に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとします。また、本実施方針に関する意見・質問がある場合は、添付の「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより、下記の 2 箇所それぞれの送付先に期間内にご提出ください。この際、「実施方針に関する意見・質問書」Microsoft Word97 以上の添付書類としてご提出ください。

#### 問い合わせ先

倉敷市役所 市民環境局 環境部 一般廃棄物対策課  
郵便番号 710-8565 倉敷市西中新田 640 番地  
電 話 086-426-3375  
ファックス 086-426-6050

電子メール送付先（メール文書内に送付先を明記ください。）

- 1) 倉敷市役所 市民環境局 環境部 一般廃棄物対策課  
**eptc@city.kurashiki.okayama.jp**
- 2) 株式会社 日本総合研究所 創発戦略センター  
**kidohshi@ird.jri.co.jp**

#### 提出期間

平成 13 年 5 月 15 日（火）～平成 13 年 5 月 22 日（火）の 10 時まで

以 上